

札幌道エゾシカ衝突事故損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

札幌道エゾシカ衝突事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一〇年二月一四日

札幌地方裁判所 請求認容

〔二審判決〕平成一二年二月一五日

札幌高等裁判所 原判決取消、被控訴人請求棄却

〔最高裁判決〕平成一二年一〇月三二日

最高裁判所 上告棄却

1 事件の概要

平成七年一〇月二七日午後九時一〇分頃、タクシーが札幌自動車道を札幌方面から小樽方面へ走行中、札幌道・米里起点から三三・八Kp付近（小樽市内）において、高速道路上に侵入したエゾシカと衝突し、ヘッドライト等の破損が生じた。

事故現場付近にはエゾシカの侵入防止のための安全設備が設置されておらず、道路管理上の瑕疵があったとして、原告（タクシィ会社）が被告日本道路公団に対し賠償請求した事件（請求額…五

三万一、三一〇円）。

2 判決の概要

〔一審〕小樽市周辺でエゾシカの生息情報がある中で、本件事故現場付近でも地域住民がエゾシカを目撃した体験を有しており、被告はエゾシカの出現について予見可能であったことから、その侵入を防ぐために、事故現場付近に防護フェンスその他の防護設備を設置する具体的必要があった（原告の請求を全面的に認容）。

〔二審〕エゾシカ出現の予見可能性は、具体的な状況を想定することができない抽象的なものすぎない。本件事故は、走行車が通常なすべき前方注視及び減速等を適切に行っていれば、未然に防ぐことができた。よって、原判決を取り消し、被控訴人（一審原告）の損害賠償請求を棄却する。〔最高裁〕本件は民法三二八条一項の事件に当たらない。よって、本件上告を棄却し、本件を上告審として受理しない。

3 判決のポイント

① 事実認定（二審判決による）

a 高速道路内へのエゾシカ侵入防止策としてフェンスを一m嵩上げするのに要する費用の概算は、フェンス幅一m当たり一万四八三円である。しかし、鹿の跳躍能力及び冬期の積雪をも考慮すると、一mの嵩上げだけで通年の効果を期待することはできない。

b 本件事故前から本件事故現場にエゾシカが出没する可能性があったことは否定できない。しかし、その予見可能性は、文字通りエゾシカが出没するかもしれないという程度のもので、それ以上に具体的な状況を想定することができない抽象的なものにすぎない。

c エゾシカ出没の抽象的な可能性をなくすための、相応の費用を要する防護フェンスなどの設備がないことをもって、自動車道としての法的な安全性が損なわれているとすることには、疑問が残る。

注…民事訴訟法三二八条一項「上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」

- d 本件事故時は夜間で、現場は曇り又は雨で路面状態は湿潤していた。本件事故後の実験の結果によると、夜間八〇km毎時の速度で走行する自動車から現場上の物を前照灯の照明だけで視認することが可能な距離は、その手前八九mから一一三mであった。
 - e 本件事故は、夜間、雨中の見通しの良くないカーブを走行する者が通常なすべき前方注視及び減速等を適切に行っていれば、未然に防ぐことができた。
- ② 法的判断（二審判決による）
- a 道路の幅員・平滑性・道路盤の強度・カーブの半径等について法定速度による安全走行ができる設計・施工をし、日常の巡回・危険物除去等の管理がなされるべきことはもちろんである。しかし、降雨等の日々刻々変化する気象条件その他自然現象に対し、自動車運転者の適切な判断に基づく臨機の対応なしに道路の安全を図ることは不可能である。
 - b 道路の設置管理者に対して、予測されるすべての危険を防止し得る施設の設置・管理を義務として課するのは相当ではなく、予測される危険発生の確率、予防方法の有無及び技術的・経済的難易度といった要素と一般的な自動車運転者の安全運転義務との相関関係に基づき合理的に導かれる選択肢の範囲内において、道路管理者に具体的危険防止義務を課するのが相当である。
 - c なお、高速自動車道の設置管理者が利用者から利用料金を徴収しているか否かということと、設置管理者の具体的危険防止義務の有無・広狭とは必ずしも関連せず、有料の場合にその料金が使用料（通行料）の意味を超えて自動車運転者の安全運転義務を軽減したり、法定最高速度のまま区間を常に完走できることまでも保障する対価であると解するのは相当ではない。
 - d 控訴人が本件におけるようなエゾシカの行動についてまで事前に具体的に想定し、あらかじめ効果的な施設を設けていなかったことをもって、本件道路の設置管理に瑕疵があったと認められることはできない。

（参考）高速道路上の障害物として排除した鹿の分布図（平成8年・平成9年）

